

議案第八十一号

港区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年九月十二日

提出者 港区長 武井雅昭

港区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

港区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和四十九年港区条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 災害援護資金の貸付け（第十二条―第十六条）」を

「第四章 災害援護資金
第五章 雑則（第十

金の貸付け（第十二条―第十五条）

」に改める。

六条・第十七条）

第十五条第三項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第十三条、第十四条第一項及び第十六条並びに令第八条、第九条及び第十二条の規定によるものとする。

第十六条の見出し中「規則への」を削り、同条中「この条例」の下に「に定めるもののほか、この条例」を加え、「規則」を「区規則」に改め、同条を第十七条とする。

第十五条の次に次の一章を加える。

第五章 雑則

(港区災害弔慰金等支給審査会)

第十六条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関し、災害と死亡又は障害との因果関係等を調査審議するため、区長の付属機関として、医師、弁護士等の専門的な知識を有する者等により構成される港区災害弔慰金等支給審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、災害と死亡又は障害との因果関係等について、区長の諮問に応じ、調査審議し、答申するものとする。

3 審査会は、区長が委嘱し、又は任命する委員七人以内をもつて組織する。

4 委員の任期は、区長が委嘱し、又は任命したときから、第二項の規定による答申が終了するときまでとする。

付則第二条第二項中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第二十七号）の施行による災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）の一部改正及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第六十一号）の施行による災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号）の一部改正を踏まえ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するための付属機関を設置するため、本案を提出いたします。